

答申第33号

答 申

1 審査会の結論

平成25年9月18日付けで異議申立人が津市及び津市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関である人事課及び教育総務課が平成25年10月2日付けで行った公文書不開示決定は、妥当である。

2 異議申立てに至る経緯及び趣旨

- (1) 異議申立人は、津市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成26年9月18日付けで「平成元年度、2年度、3年度、4年度、5年度、6年度、7年度、8年度、9年度、10年度、11年度、12年度、13年度、14年度、15年度、16年度、17年度、18年度、19年度、20年度、21年度、22年度、23年度、24年度職員の懲戒処分を受けた者の氏名、所属及び役職、自宅住所、電話番号、家族構成、血液型、現在の配属先のわかる文書。」について、本件開示請求を行った。
- (2) 実施機関である人事課及び教育総務課は、本件開示請求に対応する公文書として、それぞれ「平成元年度から平成24年度までに懲戒処分を受けた者の人事記録カード」（以下「本件公文書」という。）を特定した。
- (3) 実施機関である人事課及び教育総務課は、それぞれ平成25年10月2日付けで開示しない理由を次のとおり記載し、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(ア) 開示しない理由

人事記録カードについては、個々の職員に関する極めて詳細な経歴等が記載された秘密性の高い公文書であることから、条例第7条第2号（個人情報）に該当し、公にすることにより、個人の権利利益を害すると認められるとともに、同条第6号（事務・事業情報）エに該当し、公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

また、平成元年度から平成24年度までに懲戒処分を受けた者の血液型のわかる文書は、公文書として作成及び取得していないため、不存在。

(4) 異議申立人は、平成25年10月23日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、本件処分を取消し、開示を求める異議申立てを行った。

3 異議申立ての理由

異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

平成元年度から平成24年度までに懲戒処分を受けた者の氏名、所属及び役職を不開示としたのは情報隠しであり、条例第9条の趣旨に反しており、違法不当である。

4 補正命令

実施機関は、異議申立人が提出した異議申立書に、次に掲げる点で不備等が認められたため、異議申立人に対し、平成25年11月29日付けで補正命令を行った。

異議申立ての理由中「条例第9条の趣旨に反した決定とあるが、条例第9条に対しどのように反した決定であるのかを記載すること。

5 補正書

異議申立人は、上記4の補正命令に対し、平成25年12月24日付けで補正書を提出した。

6 実施機関の不開示理由説明

人事記録カードについては、個々の職員に関する極めて詳細な経歴等が記載された秘密性の高い公文書であることから、条例第7条第2号（個人情報）に該当し、公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため不開示としたものです。

また、平成元年度から平成24年度までに懲戒処分を受けた者の血液型のわかる文書は、公文書として作成及び取得していないため、不存在であり、不開示とした。

7 審査会の判断

本件異議申立てにおいて、異議申立人及び実施機関は、本件公文書のうち開示しないとした「平成元年度から平成24年度までに懲戒処分を受けた者の氏名、所属及び役職」の部分について争っている。

異議申立人は、不開示部分については、条例第9条の趣旨に反した決定であると主張している。

このことから、以下、条例第7条第2号、同条第6号エ及び第9条の該当性について検討する。

条例第7条において、公文書は、原則開示すべきであるという原則公開の基本的枠組みが定められているが、その各号においては、開示することにより私的な権利利益を害したり、公共の利益を損なうおそれが生ずるなど、不開示とすべき合理的な理由があるものを不開示情報として定めている。

一方、第9条は、開示請求に係る公文書に個人情報等の不開示情報が記録されている場合であっても、不開示情報の規定により保護される利益に優先する公益上の利益があると認めるときは、当該公文書を開示できると定めたものである。

(1) 条例第7条第2号及び第6号エの該当性について

条例第7条第2号は、特定の個人が識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報、いわゆる個人情報を不開示情報としたものである。また、条例第7条第6号エは、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示とすると定めている。

ここで、異議申立人が請求した本件公文書に対し、実施機関が行った本件処分における開示しない部分のうち「平成元年度から平成24年度までに懲戒処分を受けた者の氏名、所属及び役職」であるが、実施機関の意見陳述及び当審査会が行った聴取から、特定した本件公文書は、それ自体を一体として取り扱うもので、その内容は職員の極めて詳細な経歴等が記載されたプライバシー性の高いものであること、また、人事管理上必要な情報として秘密性が高く、非常に慎重な管理を要するものであることが確認できた。したがって条例第7条第2号個人情報、また人事管理に関する事務に関し人事確保の支障を及ぼすおそれがあることから同条例同条第6号エに該当すると考えられる。

(2) 条例第9条の該当性について

異議申立人は不開示部分について、市の保有する情報であることから条例第9条の公益上の理由による裁量的開示に該当すると主張している。ここで本件開示請求が、保護される利益に優越する公益上の理由があるかどうかであるが、市の保有する情報だからというだけではその理由に乏しく、実施機関が直ちに開示すべき高度な公益性を有するものであるとは認められないと考えられる。

また、事案の内容からも裁量的に開示を命ずるべき場合に該当するとは

認められない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

7 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年 3月10日	諮問書の受付
平成26年 3月26日	諮問案件の審議並びに実施機関からの口頭 意見陳述
平成26年 5月 8日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	内 田 典 夫
委 員	白 石 友 行
委 員	山 川 久仁子